

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省  
国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

令和2年6月9日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 基本測量（電子基準点測量成果の算出）
- 2 作業期間 令和2年6月1日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域 多久市全域